

「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成9年国税庁告示第5号）」 新旧対照表（案）

（注）アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後		改正前	
○酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件  (省略)		○酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件  (同左)	
酒類の品目	混和することができる物品名	酒類の品目	混和することができる物品名
全酒類	活性炭、フィチン酸、寒天、ゼラチン、アルギン酸ナトリウム、カラギナン、ベントナイト、活性白土、ケイソウ土、微小繊維状セルロース、小麦粉、グルテン、卵白、柿タンニン、タンニン、二酸化ケイ素、ポリビニルポリピロリドン、コラーゲン、パパイン、プロテアーゼ、キトサン、エンドウたんぱく、エリソルビン酸、エリソルビン酸ナトリウム、窒素、 <u>アルゴン</u> 、ウレアーゼ、炭酸カルシウム、炭酸カリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム、アンモニア又はイオン交換樹脂	全酒類	活性炭、フィチン酸、寒天、ゼラチン、アルギン酸ナトリウム、カラギナン、ベントナイト、活性白土、ケイソウ土、微小繊維状セルロース、小麦粉、グルテン、卵白、柿タンニン、タンニン、二酸化ケイ素、ポリビニルポリピロリドン、コラーゲン、パパイン、プロテアーゼ、キトサン、エンドウたんぱく、エリソルビン酸、エリソルビン酸ナトリウム、窒素、 <u>アルゴン</u> 、ウレアーゼ、炭酸カルシウム、炭酸カリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム、アンモニア又はイオン交換樹脂
みりん	(省略)	みりん	(同左)
ビール又は発泡酒	(省略)	ビール又は発泡酒	(同左)
果実酒及び甘味果実酒	ペクチナーゼ、ヘミセルラーゼ、β-グルカナゼ、カゼイン、カゼインナトリウム、カオリン、パーライト、ばれいしょたんぱく質、酵母たんぱく質抽出物、キチングルカン、ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体、カゼインカリウム、L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム、二酸化硫黄、DL-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸水素カリウム、アラビアガム、クエン酸、カルボキシメチルセルロースナトリウム、メタ酒石酸、DL-酒石酸カリウム、微結晶セルロース、酵母自己消化物、酵母細胞壁、不活性酵母、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、リゾチーム、二炭酸ジメチル又はL-酒石酸カリウム	果実酒及び甘味果実酒	ペクチナーゼ、ヘミセルラーゼ、β-グルカナゼ、カゼイン、カゼインナトリウム、カオリン、パーライト、ばれいしょたんぱく質、酵母たんぱく質抽出物、キチングルカン、ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体、カゼインカリウム、L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム、二酸化硫黄、 <u>アルゴン</u> 、DL-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸水素カリウム、アラビアガム、クエン酸、カルボキシメチルセルロースナトリウム、メタ酒石酸、DL-酒石酸カリウム、微結晶セルロース、酵母自己消化物、酵母細胞壁、不活性酵母、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、リゾチーム、二炭酸ジメチル又はL-酒石酸カリウム
(以下略)		(同左)	